

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成29年6月16日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	早 川 広 行 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成29年第2回牛久市議会定例会

議事日程第6号(その1)

平成29年6月16日(金)午前10時開議

日程第 1. 議案第 1号 請願第2号取り下げの件

議事日程第6号(その2)

平成29年6月16日(金)

日程第 1. 議案第33号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

日程第 2. 議案第34号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 3. 議案第35号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 4. 議案第36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第1
号)

日程第 5. 議案第50号 牛久市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例に
ついて

日程第 6. 議案第51号 工事請負契約の締結について

日程第 7. 議案第52号 工事請負契約の締結について

日程第 8. 意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提
出について

日程第 9. 請願第 3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願

日程第10. 議員提出議案第2号 牛久市議会基本条例について

日程第11. 決議案第2号 保育士の処遇改善を求める決議について

日程第12. 意見書案第6号 過労死の撲滅を求める意見書の提出について

日程第13. 閉会中の事務調査の件

午前9時58分開議

○議長（板倉 香君） おはようございます。

会議前に申し上げます。去る8日の4番甲斐徳之助君の一般質問の際に行われました他の議員の不規則発言に対し、今後行わないようここで注意喚起いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議員提出議案第2号の1件、決議案第2号の1件、意見書案第6号の1件が追加提出、及び請願第2号の取り下げ申出書が提出されましたので、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

初めに、議事日程（その1）。

日程第1、請願第2号取り下げの件を議題といたします。



請願第2号取り下げの件

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。

請願第2号については、請願者から取り下げたいとの申し出がありますので、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第2号の取り下げは許可することに決定いたしました。

議事日程（その2）、日程第1、議案第33号ないし日程第7、議案第52号の7件、日程第8、意見書案第5号の1件、日程第9、請願第3号の1件を一括議題といたします。



議案第33号 牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第34号 牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第35号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第36号 平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について

議案第51号 工事請負契約の締結について

議案第52号 工事請負契約の締結について

意見書案第5号 原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について

請願第3号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願

○議長（板倉 香君） 本件に関しましては、各委員長から審査の結果の報告を受けました。
つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

初めに、杉森総務常任委員長。

平成29年6月16日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 杉 森 弘 之

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第50号	牛久市特別職の職員で常勤のもの給料の特例に関する条例について	原案可決
意見書案第5号	原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について	原案可決

〔総務常任委員長杉森弘之君登壇〕

○総務常任委員長（杉森弘之君） 総務常任委員会委員長として総務常任委員会の審査の報告をいたします。

平成29年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る6月12日委員会を開催し、市執行部の出

席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第50号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例についてであります。

本件は、不祥事を起こした職員に対する監督責任に基づき、市長、副市長及び教育長の給料を平成29年7月1日から平成29年7月31日までの1カ月間、10%減額するものであります。

審査に当たり、委員からは懲戒処分の基準について、過去の事例、職員が自主返納をする経過についての質疑があり、市執行部からは、懲戒処分の基準については人事院の懲戒処分の指針に基づいた対応をしている。公金着服の場合、人事院の指針では停職または懲戒免職となっている。停職の期間は人事院の懲戒処分の指針では定めがなく、過去の事例や他市の事例をもとに処分を決めることになる。過去の処分の直近事例では、平成28年スポーツ推進課の公金盗難事件による処分、今回と同様の事件は平成12年に外郭団体の預金着服、平成14年の公金の着服がある。自主返納については、口頭訓告となった全部長、文書訓告となった教育委員会の部長及び次長が自発的に返納を申し出たものであるとの答弁がありました。

また、今後の具体的な対応について質疑があり、市執行部からは、公金等の取り扱いルールを作成し、いつでも確認できるようにしていきたい。もう1点として懲戒処分等のルールづくり、牛久市の懲戒処分の基準を整備して、公表等の基準も明確にして周知することで不祥事の抑止を図っていくとの答弁がありました。

意見書案第5号は、原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出についてであります。

本件は、政府と福島県が避難指示区域外からの避難者に対する無償住宅提供を本年3月末で既に打ち切っており、経済的な困窮に陥っていることが容易に想像され、避難者に対する住宅支援を復活するための必要な措置を講じるよう強く要望するものである。

委員からは、支援を打ち切るのではなく、復活する措置を講じていくべきであるとの意見がありました。

また、住宅支援の復活を求める意見書の記事が5月24日の新聞に掲載され、全国の80議会で提出、茨城県内ではつくば市議会で提出されたと報道されている。牛久市でも意見書を提出することに賛成であるとの意見がありました。

以上、2件であります。

付託されました案件についての審査の結果、議案第50号及び意見書案第5号は全会一致により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、須藤教育民生常任委員長。

平成29年6月16日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 須藤京子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第33号	牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第34号	牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第35号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第51号	工事請負契約の締結について	原案可決
議案第52号	工事請負契約の締結について	原案可決
請願第3号	若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願	不採択

[教育民生常任委員長須藤京子君登壇]

○教育民生常任委員長（須藤京子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告を申し上げます。

平成29年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月13日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第33号は、牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、社会教育法の改正に伴い、引用条項の改正を行うものであります。

議案第34号は、牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、国民健康保険運営協議会に被用者保険等保険者を代表する委員を1名加え、被用者保険等保険者の意向が反映されるよう改正するものであります。

審査に当たり委員からは、新たに加わる委員の役割、選出の方法、出された意見の反映方法について質疑がなされ、市執行部からは、新たに加わる委員の役割としては、被用者保険から支援をいただいていることから、意見をいただきたいことが理由である。選出の方法については、県内発祥の会社の健康保険組合、協会けんぽの茨城支部などを中心に考えている。意見の反映方法については、前期高齢者の医療費において、財政調整により国保の負担割合を低くしていただいていることから、そのあたりの意見を反映させたいと考えている、との答弁がありました。

また、協議会委員の新たな任期が7月から始まるに当たり、公募を含めた委員の任用状況について質疑がなされ、市執行部からは、現時点で公益代表が1人欠員になっているので、学識経験者を人選し、今定例会で本条例案が議決された後に、被用者保険代表を人選していきたい。公募の委員については、被保険者代表において1人いるが、その方の再任の意思が確認できているので、今回公募の予定はない、との答弁がありました。

議案第35号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法施行令の改正に伴い、軽減措置の改正を行うものであり、所得の低い方に対して、国民健康保険税の5割軽減に適用される1人当たりの所得判定基準額を26万5,000円から27万円に、2割軽減については48万円から49万円に引き上げ、軽減措置の拡充を図るものであります。

審査に当たり委員からは、5割軽減、2割軽減についてそれぞれ予想される対象世帯数について質疑がなされ、市執行部からは、5割軽減については36世帯増の1,293世帯、2割軽減については36世帯増の1,466世帯である、との答弁がありました。

議案第51号は、平成29年度牛久第一中学校体育館改築建築工事について、工事請負契約を締結するものであります。

本件は、老朽化した体育館の改築工事を行うもので、去る5月17日に一般競争入札を執行し、常磐・塚原特定建設工事共同企業体が5億9,184万円で落札したものであります。

審査に当たり委員からは、災害時対応の留意点として、体育館に設置される予定の防災倉庫と多目的トイレ等について質疑がなされ、市執行部からは、防災倉庫については、体育館のス

テージの下に防災用品を格納している学校が一般的だが、一中に関しては新たに防災倉庫を設けること、トイレについては面積も大きく、ブースも多く設けており、バリアフリーを考慮し多目的トイレも設けている、との答弁がありました。

また、改築により、学校開放に伴う地域住民の活動が活発になるかについて質疑がなされ、市執行部からは、現在もほかの学校同様かなり使われている。面積も広くなるので利用も広がると考えている、との答弁がありました。

また、工事業者について、入札参加資格における本店及び支店の所在地の範囲について質疑がなされ、市執行部からは、竜ヶ崎工事事務所管内に本店を有するものである、との答弁がありました。また、一般競争入札の競争性を高めるため範囲を拡大することについての質疑がなされ、現在の竜ヶ崎工事事務所管内の業者数であれば競争性は保たれると判断している、との答弁がありました。

議案第52号は、平成29年度牛久南中学校校舎大規模改造工事（建築第1期工事）について、工事請負契約を締結するものであります。

本件は、教育環境の改善を図るため、老朽化した校舎の外装及び内装を改修するもので、去る5月24日に一般競争入札を執行し、松浦・木村特定建設工事共同企業体が2億3,814万円で落札したものであります。

審査に当たり委員からは、11月までの工期ということだが、授業などに与える騒音等の影響について、また、工事する場所としない場所の区分けについて質疑がなされ、市執行部からは、工期については夏休み期間をフルに使って工事を行い、9月以降はできるだけ授業等に影響が出ないように配慮する。また、工事をしないのは、防災用品置き場として使っている部屋、印刷室、更衣室等であり、子供たちや先生が使う場所は工事を行う、との答弁がありました。

また、校舎の木質化の状況、バリアフリー化への対応について質疑がなされ、市執行部からは、大規模改修の場合は内壁など木質化を進めている、バリアフリー化への対応は2期工事において多目的トイレの設置を考えている、との答弁がありました。

また、給食室のドライ化について質疑がなされ、市執行部からは、給食室のドライ化は今回の工事に含まれていないが、各校とも衛生面への配慮から、ドライの運用を行うよう業者には指示している、との答弁がありました。

請願第3号は、若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願についてであります。

本件は、現在、公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、約6割の高齢者世帯が年金収入のみで生活していること、また、新聞報道等によると、年金支給開始年齢を68歳以上に引き上げることが検討されているが、これにより将来世代の生活への影響が懸念されていること等の現状に鑑み、年金の支給を隔月から毎月に変更すること、また、年金支給開始年齢の引き上げは

実施しないことを要望するものであり、参考人の委員会出席を求め、審査いたしました。

審査に当たり委員からは、現在の年金制度は支給額の2.5%減額等により、若い世代と高齢世代との公平が保たれておらず、請願の要望事項の2点は当然のことと考える。地方議会は住民の状況をよく認識できる立場にあるので、採択に賛成する、との意見がありました。

また、請願の趣旨には賛同するが、年金制度の持続性を考えたときに、この要望事項の2項目では十分ではないと考えるので、採択には反対する、との意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、執行部提出議案については、いずれも全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第3号は賛成少数により不採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 次に、市川産業建設常任委員長。

平成29年6月16日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 市川圭一

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第36号	平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決

〔産業建設常任委員長市川圭一君登壇〕

○産業建設常任委員長（市川圭一君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成29年6月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る6月14日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第36号は、平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本件は、現在、実施している雨水対策事業について、社会資本整備総合交付金の追加交付の内示がなされたことから、みどり野・東みどり野地区の雨水管布設工事において、来年度に実施する予定であったものの一部を前倒しし、本年度の整備延長を延ばすために既定の予算額に5,000万円を追加し、予算の総額を23億3,800万円とするものであります。

審査に当たり委員からは、整備延長を延ばすことにより、工期も延長されると想定されますが、周辺住民への周知や歩行者に対する安全対策について質疑がなされ、市執行部からは、外径が2.5メートルを超える大きな雨水管を道路に布設することになるので、工事中については安全対策を含めて通行どめとして迂回していただくようになるが、朝9時から夕方5時までの工事時間帯以外は開放することを考えている、との答弁がありました。

また、委員からは、雨水管の流量について質疑がなされ、市執行部からは、現在は内径1メートルのヒューム管が埋設されており、毎秒3.416トンの雨水が流れる計算である。今後、内径の大きな雨水管を整備することにより、毎秒7.2トンとなり、流量が現在の2.1倍の設計になる、との答弁がありました。

そのほか、根古屋川の河口付近が狭くなっているため、上流部分を整備しても雨水排水の効果がそれほど期待できないのではないかと質疑がなされ、市執行部からは、上流の根古屋川緑地調整池で流量を調整して下流側へ流す設計であるため、河口付近の狭い部分への直接的な影響はないが、河口付近を管理する竜ヶ崎工事事務所の河川課に対しては、今後も引き続き改善を要望していく、との答弁がありました。

以上、1件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第36号は、全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（板倉 香君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番利根川英雄君。

〔16番利根川英雄君登壇〕

○16番（利根川英雄君） 請願第3号若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願に対する賛成討論であります。

委員長の審査報告では、この請願要望事項の2項目では不十分ではないかと考えてこの採択には反対するという意見があったようであります。この問題につきまして討論をいたします。

昨年12月、年金カット法が強行されたため、高齢者と現役労働者の年金は毎年のように下げられることになりました。現在でも年金受給者の40%近くが月10万円以下の年金です。定年退職後も年金収入だけで暮らせない高齢者は、嘱託契約、委託契約、アルバイト、パートなどで食いつながざるを得ない状況にあります。2012年に政府は年金を2.5%削減しましたが、そのときに年金削減は世代間の公平性と持続性のためと主張しました。今後30年も減らし続けることによって、現役世代は減額された金額で年金受給がスタートすることになり、最大の被害者となります。世代間の公平性、持続性のためという政府の主張は全くのまやかしであります。年金のほとんどが消費に回ることから、支給開始年齢の引き上げは地域経済に大きな影響を与えます。昨年の12月国会で成立した年金制度改革関連法では、何より年金減額ありきの内容が目立ち、これによって高齢者はもちろん、若い人たちも年金に対して不安、不信は増幅されており、年金制度への信頼を低下させることにもつながっています。歴代政権が年金制度の改悪を繰り返す中で、受給の削減は長年にわたって続くことが予想されます。制度改革の問題点を全て網羅し、要望しなければならぬわけでありまして。

請願書の審査は請願人の本意を理解し、審査・審議するものであります。委員会審議の中で足りない部分の指摘などは当然のことだとは思いますが、請願内容について問題がなければ、請願人の本意を尊重するべきであります。請願内容にミスがあったり、この請願どおり改正され、年金受給者に大きな負担を強いることになることが明らかならば、当然反対でありましょう。不足項目があるとすれば、議会として新たな意見書も提出できるわけでありまして。したがって、不足項目があるからという反対意見には、人の揚げ足を取るような意見としか受けとれないわけでありまして。これまでもそれらに類するような討論が多々ありました。議会として、

議員として請願人の本意を尊重する審議、討論をすべきであると思います。

さらに、紹介議員や会派によって反対するものではなく、請願人や署名に賛同した市民に対する気持ちで採択をしていただきたいと指摘をし、賛成討論といたします。

○議長（板倉 香君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第33号ないし議案第36号、議案第50号ないし議案第52号の7件、意見書案第5号の1件、請願第3号の1件について順次採決いたします。

初めに、議案第33号牛久市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第34号牛久市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成29年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号牛久市特別職の職員で常勤のものの給料の特例に関する条例について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第5号原発事故避難者に対する住宅支援の復活を求める意見書の提出について、本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、意見書案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、請願第3号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第10、議員提出議案第2号についてを議題といたします。



議員提出議案第2号 牛久市議会基本条例について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

[19番柳井哲也君登壇]

○19番（柳井哲也君） 提案理由を申し上げます。

議会基本条例の作成に当たっては、平成25年3月25日設置された議会改革特別委員会において、素案作成のための基本条例分科会が設置され、地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指し、市民から信頼される議会となるよう議会の責務、活動原則などを定めるための議論を重ねてまいりました。議会は多様な意見を集約する合議制の機関でありながら、これまでの議会運営は言論の府としての機能を十分に果たしていなかったとの思いから、十分な議論の上に基本条例を制定するために、委員が自由闊達に意見を述べ合うところから始めました。

また、議会基本条例の特徴の一つに、市民との対話を積極的に行うことが挙げられていることからわかるとおり、多くの議会で議会報告会が開催され、議会での審議内容の報告や市民との意見交換が行われています。そこで、牛久市議会でも試験的な取り組みとして、平成26年7月に議会改革の取り組み状況の説明を中心とした初めての議会報告会を開催し、市民の議会に対する意見の把握に努めてまいりました。

その後、平成27年4月の市議会議員の改選を経て、新たな議員のもと素案の再確認、調査研究等を行い、市民に向けての議会報告会を開催いたしました。昨年11月には市民セミナーを開催するとともに、パブリックコメントを実施し、議会基本条例について市民の皆様から意見募集を行い、それらの意見をもとに最終的な議会基本条例（案）を作成するに至りました。

地方分権の進展とともに、地方自治体の自主性、自立性が拡大し続けている現在、二元代表制の一翼を担う合議制の機関として改革が推し進められている。このような時代の中で、牛久市議会は地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指し、市民との対話を根幹にさらに議会改革を推進し、市民から信頼される議会にすべく、ここに議会の最高規範として牛久市議会基本条例を定め、条例案を提出するものである。

以上です。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で議員提出議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号について採決いたします。

議員提出議案第2号牛久市議会基本条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第2号は可決されました。

次に、日程第11、決議案第2号についてを議題といたします。



決議案第2号 保育士の処遇改善を求める決議について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 今回の決議案の提出がおくれたことをおわびするとともに、決議案を朗読いたしまして提出理由とさせていただきます。

全国で保育士不足が深刻化し、待機児童の増加、保育の質の問題等に影響している。

保育士不足の原因に、保育士の劣悪な労働環境がある。平均給与は社会人平均より月約10万円低く、逆に仕事量は多く、労働時間が長い。そのため、有資格者で保育士として働いていない「潜在的保育士」は全国に約70万人いると言われている。

保育士確保のため、2013年度より政府や自治体から処遇改善のための手当や補助金が出され始めた。最近では、厚労省は中堅職員の月給を4万円上乘せるとも報じられている。

国と都は「住居支援制度」を施行している。国が50%、都が25%を経費負担するため、区市町村負担が12.5%、事業者負担が12.5%となっている。横浜市は給与改善に取り組み、横浜市独自の助成である「職員処遇改善費」を制度化した。

これらは牛久市でも他人事ではない。保育士不足が進み、保育園施設はあっても保育園に入れず、待機児童がふえている。特に牛久市の場合、保育士が東京方面だけでなく、より好条件の近隣の自治体の保育園に移動する現象も起きている。

「待機児童ゼロ」は牛久市のイメージアップにも大いに貢献している。待機児童の増加は、牛久市の魅力を失わせるものである。牛久市の魅力をさらに高めるためにも、国の施策を活用することはもとより、国の施策を待つことなく、牛久市独自に保育士の処遇改善に取り組む必要がある。

そこで、牛久市議会は牛久市執行部に対し、保育士の抜本的な処遇改善の措置を求めるものである。

以上、決議する。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第2号について採決いたします。

決議案第2号保育士の処遇改善を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立多数であります。よって、決議案第2号は可決されました。

次に、日程第12、意見書案第6号についてを議題といたします。



意見書案第6号 過労死の撲滅を求める意見書の提出について

○議長（板倉 香君） 提案者に提案理由の説明を求めます。8番黒木のぶ子君。

〔8番黒木のぶ子君登壇〕

○8番（黒木のぶ子君） 意見書案第6号過労死の撲滅を求める意見書（案）につきまして朗読し、提案したいと思います。

過労死・過労自殺が大きな社会問題となり、深刻さを増している。最近では、小中学校の教員の長時間労働も問題になっている。

厚生労働省が取りまとめた「過労死等防止対策白書」によると、2015年度に全国で過労死により労災認定された人は96人、過労自殺（未遂を含む）により労災認定された人は93人と、過労死・過労自殺を合わせた認定件数は200件前後となっている。

また、2015年度の全国の過労死96人中89人、過労自殺93人中62人が、月80時間以上の時間外労働を行っており、長時間労働が過労死・過労自殺の大きな要因であることが明瞭である。

茨城県においても、外国人実習生の過労死の労災認定を初め、民間・公務員を問わず長時間労働、過労死が幅広く発生している。

労働基準法に基づき厚生労働大臣が定める「時間外労働の限度に関する基準」には、1カ月の時間外労働の上限は45時間という規定はあるものの、労使間で特別条項つき36協定が結ばれると、事実上、上限なく働かせることが可能である。

特に月間80時間を超える時間外労働は、厚生労働省の基準では過労死にかかわるとされているにもかかわらず、それ以上の時間で労使協定を結ばれていたとしても何の罰則も存在しないことから、過労死・過労自殺対策として実効性が乏しい。

よって、国におかれては、いまだゼロとならない過労死・過労自殺撲滅に向け、以下の内容を盛り込んだ労働基準法の改正等の措置を講じられることを強く要望する。

記

1 特別条項付き36協定における時間外労働時間の上限を定めること。

- 2 次の勤務時間まで一定の休息時間を設ける「インターバル規制」を新たに導入すること。
- 3 法令に違反して長時間労働をさせた雇用者に対する罰則を強化すること。
- 4 労働基準監督署の職員を適正配置するなど、より厳格な取り締まりを行うための体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

○議長（板倉 香君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 以上で意見書案第6号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第6号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第6号について採決いたします。

意見書案第6号過労死の撲滅を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

次に、日程第13、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（板倉 香君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（板倉 香君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成29年第2回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

署名議員 池 辺 己実夫

署名議員 市 川 圭 一